

りすす倶楽部

2022年
5月
第301号

母の日

改札口を出ると左に花屋さん。切り花、盛り籠、鉢植えのいろいろが、「お元気でしたか。母の日にいかが」と、話しかけてくる。その日だけの愛に終わらぬように、来年もその次も咲くあやめ類の宿根草「いちはつ」を買ってみた。

弁護士 福井大海



「繋げるりすシステム」

「繋がった私の命」

NPOりすシステム
生前契約スーパーパーバイザー

黒澤 淑子

2019年4月5日、神奈川県民

正証書についても、初めて聞いたと

サポートセンターで「りすシステム
説明会」が開催されていました。説

いう方も多いと思いますが「りすシ
ステム」の活動は、この公文書の存
在によってあなたが必要とされた時

明会のサポートとして同席していた
私は、『りすシステム』の仕組みを

に強い味方になることができます。

理解していただけのかな？ もう少
し具体的な話が必要なのでは？」と

もちろん、利用者本人が関係する
官公庁や施設にも「あなたの代理人

考えながら、なぜかその日は背中
奥のほうに鈍い痛みを感じていまし

であり、あなたの必要を繋ぐ、りす
システム」として認められています。

た。

説明会の度に、今日はこの説明で

りすシステムが利用者の皆にご理
解される形で活動するのは、何不自由

充分だったかな？ と考えていた私
が、実際になぞって行くことになる

由ない生活から不自由を感じた時。
例えばご病気やお怪我など、体に不

とは、この時考えてもいませんでした。

自由を感じた時。ご希望に添ったサ
ポートが始まります。身元保証人、

その日、背中から腰にかけての痛
みを抱えて家まで無事に帰りました

身元引受人等、社会的責任を本人の
希望により引き受け、本人の希望さ

が、痛みは深く強くなっていきまし
た。痛くなる理由に心当たりがない

れるように活動します。

し、いつか薄らいでいくものと期待
していました。

健康な時にはなかなか理解しにく

いことですし、日頃なじみのない公

翌日の土曜日は我慢できました

が、日曜日には救急車をお願いするしか方法がないなど覚悟して、サイレンの音を待ちました。着いた先は、みなとみらいの病院でした。レントゲン撮影で「何でもない」という診断。悪いところがないのは嬉しかったのですが、薬の処方もなく診察券だけ渡されて帰されました。なんでもなかったという希望も束の間、夜には眠ることなど考えられないような痛みで襲われ、翌朝には、りすシステムに電話をしました。

原因不明から救急搬送、そして手術

日頃私は事務所に落ち着いていないので、何かある度に、抜けた穴を補っていた頼りの西村晃正さんに連絡し、痛いこと、救急車での次第を話して途中で気力がなくなりました。指示を受けてタクシーを拾いやつと乗り込んで着いた先は、東京都板橋区のアイムス蓮根でした。空室があれば応急的利用OKの老人ホームです。

移動の後半には意識が薄らいでいましたが、到着したのがアイムスと聞いて安心しました。(以前、利用者の方が転居先の一つにアイムスを、と考えられたので、見学に出向いたことがありました)

アイムスに落ち着きましたが、それも束の間、その夜にベッドから降りる時に倒れ、高島平の病院に救急車で運ばれました。が、原因が分からず

治療方針もたてられない。そのうちに危篤状態になり、再び救急車で移送され板橋の病院に入院できました。呆れたことに、移動の途中で車が揺れると「日本の道路は悪すぎる」と文句を言っていたそうです。板橋の病院でのMRI検査で、心臓に欠陥があり、急いで手術の必要があることがわかりました。心臓を侵した菌は、腰椎周辺も侵していたので、早急に手術が必要でした。しかし、体は衰弱しきつていたので、注射と点滴で手術に耐えられるように栄養補給を続け、4月22日になつてようやく手術を受けました。

病名がわかり、執刀してくださった先生に巡り合えたのが幸せでした。先生は、原因が悪性の細菌であり、病名は腸腰筋膿瘍と心臓の機能不全と伝えてくださったそうです。(体調の異常から入院、手術などにかかわるすべての事柄に、りすシステムが一体になって考え必要なところへ繋がります。入院や手術の同意書への署名、保証人も同様です。病院がりすシステムの保証人を認めて下さっているからです)

私は手術後、人工透析を八回受けました。抗生物質によるせん妄にも悩まされ(病名に脳性が付く理由)しました。病原菌は、腰と周辺の筋肉、心臓の逆流防止弁にも寄生していました。そして外科から内科へ移りました。毎日の回診の度に、主治医に「やぶ医者」と叫びまくりました。大分大

学医学部ご出身のとてもハンサムな先生でした。「元気になったら見せに来てね」と言ってくださったのですが、まだできていません。(コロナで病院に出かけられず、先生は現在、東北の病院に研修に出ていて不在のことです)

リハビリ開始

7月11日、横浜市緑区のリハビリ病院に転院しました。私の病名に、「脳性」とつくので6か月の入院ができる聞いて安心しました。その時はまだ車椅子で、立ち上がることもできない状態でした。「さあ！ここで歩けるようになる」と期待大です。

板橋の病院でも退院半月前位から廊下を歩くりハビリを少しずつ挑戦しましたが、移動は車椅子でしたから成果は見えません。脳トレ・ニングもベッドで受けました。話をしたことを整理して文字で書くのですが、漢字はすっかり忘れていました。それを積み重ねていくのかな？と思いがら希望はふくらみました。移動はすんなりできたようですが、実は当初自宅に近い病院をと探しました。しかし、入院希望日時が折り合わず、といって退院日は動かせないので、遠くても、と考えるを広げた時に新横浜に近い施設を見学をする機会ができて、開設2年目の施設で決まったそうです。(当然、りすシステムも同様に施設が利用者

のご希望に合うか、また事情によっては、どこに重きを置いて決めるのか相談しながら進めていくことをしています」

リハビリ病院では、身体のトレーニングに加えて、脳トレーニングがプラスされます。朝食後に本日のトレーニング表が貼り出され、それぞれにお迎えが来ます。日頃の生活に思い当たる動きや、歩くための体の使い方など復習して、自分の欠点や癖がよくわかりました。施設にも慣れた頃、居住地の区役所保健課からの訪問を受けました。(板橋の病院からの診断書とやっと決まった入院先を記入して、介護(要介護・要支援)認定申請書を役所に提出していたからです)

この時の出席者は、入院先のリハビリ病院の担当者と家族と私で、横浜市中区役所の担当の方から質問を受けました。(もちろん、りすシステムも役所へ繋ぎ、この場所へも出席できます)

介護度が決まり、通知は私の場合、自宅に届きました。介護度は、要介護4でした。「4」という数字がいかに重いものか承知している私は、りすシステムの事務所まで介護保険の不明なところを教えてくださいたいりすの保健師の方に、手紙を書きました。「介護度4でいいのか?」と。保健師の方より「現状で介護度4でも、希望する『歩ける』ようになれば、介護度には見直しがあるから」と、私の思うことにお返事を頂きました。

私は、歩けるようになりたいと(派手な?)りすシステムのポロシャツを着て、少しずつ歩数を増やしました。杖は使いませんでした。年寄になれば、杖が必要かと以前購入しておいたお気に入りがありました。が、いざ出番になると、私のように全身が衰弱しているとう使ったらいいかわかりません。「杖なしで行こう」ということになりました。

今度は緑内障

板橋に入院している時、毎夜左の眼がぼやけてよく見えていないなど、あれこれ試していました。が、リハビリ中にもやっぱりおかしいと思い、外出許可をもらって眼科検診を受けました。緑内障と診断され、「どちらの眼から手術する?」と、先生に聞かれ、即、左目の手術をしました。朝9時に外出許可をもらって外出し、帰院は夜8時過ぎでした。左目は視野欠損があり、外歩きも左脇は見えていないので、自転車や人が近づくと怖いです。今も、月一回通院しています。

リハビリ病院では、月一回、現状報告が本人と家族に向けて行われます。(提出書類に遠方の家族の名を書いて、平日の昼間に出席を頼めないケースで、近くの友人の出席で病院の承諾を取ったら、話の内容が大勢の知人達の知るところになってしまったという話も聞きました)

やはり、知ったこと、知り得たことを必要のないところで話さないことが、どんなに大事なのか。りすシステムなら当然のことでも、いろいろな問題が起きるようです。私がお話を聞いたその方も、お見舞いにグループで見えて、退院するのが怖いと話されました。

私も一人の年寄のおばさんとして、患者生活が板につき、食堂の大きな画面でのテレビを食後ゆっくり楽しんだり(自室は4人部屋で、枕元でTVを見ないのは私だけでした。もちろんイヤホンで、音が漏れることはないのですが)、食後に食堂で、消灯時間近くまでトランプを楽しんだこともありました。我慢の生活でなく、看護師さんに何でも相談できました。

私は、板橋で入院中は一度も入浴はしなかったのですが、入浴はあまり好きではないので、すっかり忘れていました。リハビリ病院では、一日おきに入浴の時間があります。初めてのお風呂の時、看護師さんとお風呂場へ行って、入浴前に鏡を見て騒ぎがありました。胸に切開した傷が見えて「私じゃない、私はどこなの!」と、怒鳴りました。襟元から胸へかけて、手術のあとが縦に10センチほどありました。その時に初めて胸の傷と対面しました。怒鳴り声を聞き、看護師さんが来てくれて、私は私であることを認識しました。怒鳴り声で狂乱? ぶりで、多くの人が知ることになり

ました。脳神経担当の先生は、「何か困ったことある？」と、軽く声をかけてくださいました。胸の傷は、心臓に人工弁と交換が必要となった病巣があったためです。

脳トレーニングも楽しく訓練を受けました。眼科へも通いながら5か月目を迎え、もう年末を迎えます。いろいろ考えて1か月早く年内に退院してもよいかと申し出ました。退院のお許しが出たのですが、リハビリでは卒業試験があるそうでした。

テストのためのコースがいくつかある中から、私は「市営バスでJRの駅へ行き、横浜線で2駅先の新横浜へ。改札を出て周辺を歩き、同じコースで帰着」それでOKが出ると、日頃指導してくださっている理学・作業の両療法士さんと退院前に自宅の状態の視察です。家では、トイレやお風呂、キッチンでの動き方など、今の私の状態で体の動きに無理がないかを見回ってくださいました。また、体調管理に主治医が承諾書に引き受けるサインをくださり、8か月ぶりの12月12日に自宅へ戻ることができました。

家での生活の安全安心と便利さを確保できるように、ケアマネジャーさんの指導と提案を受け、私の希望に沿った年寄の力六分目位の生活が始まりました。リハビリは訪問介護で週1回・1時間訪問してくださって、歩行訓練に励んでいます。

また、質問は記録しておいて答えを頂いています。退院直後に介護用品や生活補助の道具を扱う方々も見えました。私はリハビリ病院のお風呂で見た車のハンドルのような補助器具がお気に入りです。(りすシステムが日頃家族として生活全般に関わっている場合は、日頃の家族としての積み重ねた記録と現状での進言も話し合いの中で提案できます)

実は私に、もう一つ変化がありました。りすシステムが産声をあげた時からの「友」森妙子さんが、「家に籠っているより、できればデイサービスに参加してみたら？」と、提案してください、ケアマネジャーさんが、「良い提案」と早速手配してくださって、週1回の参加が実現しました。デイサービスの送迎車で、ケアプラザ近くの旧根岸競馬場や馬の博物館、森林公園をドライブ気分！で楽しんでいきます。

申し遅れましたが、私の介護度は、りすの保健師の方のご指導通り見直しで、要介護1になりました。今回救急車で病院に運ばれ「何でもないとレントゲン撮影と診察券で帰され途方に暮れた私を、一本の電話で生きる道につないでくれたりすシステムの西村晃正さん。リハビリ病院で胸の傷で騒いで、意気消沈の私に、「もつと素敵になるのよ」とヘアカットに来てくださった生活支援アドバイザーの山崎悦子さん。そして、一夜命を

預かってくださったアIMUMS蓮根の皆さん。こうして考えてみると「りすシステム」がなかったら、私の命は繋がりなかったのです。

繋ぐことの大切さ、繋がることの素晴らしさをどちらも手に入れた私は、「りすシステム」に心より感謝しています。



写真左：2014年お花見クルーズ
中：2012年りすの森にて
右：2013年国立歴史民俗博物館を訪れた際
りす生前契約展示ブースの前で

支部・パートナー活動記

中部日本支部

▼2016年にりすシステムと契約したYさん（94歳・女性）が、4月に亡くなりました。りすシステムとの縁は、お世話していたIケアマネジャーさんの紹介でした。当初、「少し認知症があります」とのことだったので、公正証書契約ができるか心配でした。

Iケアマネジャーの立ち合いで出張説明に伺うと、体は弱って遠出はできないけれど、近くのスーパーへの買い物や、散歩、デイサービスには、楽しみにして通っているとのこと。意思表示もしつかりできて、契約に差しさわりはないと公証人に判断されました。

「契約を早くしたい」とのことで、企画書の作成もIケアマネジャーの立ち合い代筆で、契約も順調に進みました。Yさんはご主人と二人暮らしでしたが、数年前にご主人を亡く

され、納骨がまだでした。

りすシステムの最初のサポートは、近くの菩提寺へのご主人の納骨に付き添うことでした。

介護保険で、ヘルパーや、訪問看護、デイサービスを利用していましたが、体が弱るにつれて、介護保険外の家事支援も必要になり、保険外サービスも利用しました。りすシステムも依頼により毎月定期訪問をして、見守り続けました。

ご本人が施設での生活は望まず、「いつまでも家で暮らす」と決めていたのですが、新聞受けに新聞がたまる、電話に出ないなど、いよいよ施設入居を考える時期が来たご本人と話し合っ、契約から2年後、介護付き有料老人ホームに入居しました。

コロナの感染拡大に伴い施設は面会禁止となりましたが、それまでは定期的に施設訪問を続けていました。

訪問の際にはいつも、「ありがとう、ありがとう」といわれていたYさんの笑顔が思い出されます。

留守宅が空き家になって程なく、近所の方から「庭木が伸びている、冬になって枯れる前に刈り取った方が良い」「石積の塀の石が落ちていたので、コンクリートで補強しておきました」とお知らせいただくなど、Yさんの近所付き合いの良さがうかがえます。りすシステムは、その都度、庭の手入れの手配や、ご近所へ付け届けなどのサポートも行いました。

お亡くなりになった今は、企画書通り、町会長さんへの連絡、納骨はなるべく早く、そしてお寺に仏壇のお焚き上げのお願い、家の片づけ手配等をしています。

Yさんのご冥福をお祈りいたします。

西日本支部

奥さんには持病があり、日常生活にも不自由さを抱えており、ご主人の退院など医療サポートの依頼を受けていました。

そんなある日、ご主人が亡くなられたとの連絡があり、奥さんのサポートを続けながら葬儀などの死後事務を進めました。

納骨先は、企画書に記載されている、お寺の納骨承諾によりS寺院から、法定相続人の委任状、Fさんご夫婦とりすシステムの関係が証明できる書類の提出を求められたので、公正証書のコピーを提出し、奥さんのりすシステムに対する納骨に関する委任状も用意ができて納骨を無事終えました。

納骨を終えた奥さんは、相続人の委任状も取れないのでS寺院へのご自身の納骨は諦めることにしました。仏壇に収めてあるご主人の残りのお骨と合わせて、大分納骨堂に納骨することにされました。

▼ご夫婦で契約していたFさん夫妻（夫89歳、妻80歳）ですが、契約直後からご主人は入退院を繰り返し、

「S寺院の支払い済みの費用は諦めることにします」というのが、奥さんの結論でした。

中国・四国支部

▼Nさん（88歳・女性）が通っているデイサービスより「Nさんの意識がもうろうとしているので救急車で搬送します。病院が決まったら連絡しますので、誰か来てください」と15時頃電話がありました。しばらくして、「S病院にきました。至急来てください。私は仕事があるので、病院の人に頼んで帰ります」と。

四国支部でサポートを手伝ってくれているアドバイザーの伊藤さんには、病院が決まったらすぐに駆けつけるように依頼し、伊藤さんがS病院に向かいました。伊藤さんの移動中、S病院の看護師より支部に電話がありました。「たぶん、低血糖を起こしたのではないかと思われま

す。間もなくアドバイザーの伊藤が病院に着くと思うので、状況を判断してからになります」と答えました。

伊藤さんから、「病院に着いてNさんと話をすることができました。受け答えはしっかりしています。病院は、この調子なら自宅に戻っても大丈夫と言われています。異常があれば救急搬送してほしいと言われましたが……。本人も不安がついています。どうしましょう?」と。

私たちは、Nさんを今夜、自宅に戻すのは危険と判断しました。支部から病院に電話をしてりすシステムが身元保証をするので、数日入院をさせてもらいたいとお願いし、入院が決まりました。

20時を過ぎて、「それなら、薬と身の回り品を本人と一緒に自宅に戻り、持ってきてほしい」と、看護師に言われた伊藤さん。「田舎道の足元の悪いなか、夜間にNさんをお連れして自宅に行くのは危ないので、Nさんの了解を得て、近くのスーパーで身の回りのものを揃えました」との報告がありました。

それから数日後、Nさんの回復がはかばかしくないと判断した担当医から「K病院を紹介するので、念のために精密検査を受けたほうが良い」という連絡がありました。

再び、伊藤さんに同行を依頼。K病院での検査結果は、末期の卵巣がんと、いつ血栓が脳に飛んでもおかしくない状態。余命数カ月との診断で、K病院へ転院することになりました。

入院中のNさんから「死ぬまでに長男に会いたい。私のことはNPOりすシステムがすべてしてくれるので安心してほしい。家のことなど言っておきたいことが沢山ある。連絡が欲しいと伝えてください……」と電話がありました。

長男とは十数年前から音信不通。所在が分かっていたので、Nさんの代理で電話しましたが繋がりがありません。そこで、『NPOりすシステムと公正証書による契約をしていること。自宅の処分などで伝えたいことがあるので面会に来て欲しい』という内容と、Nさんの病状を添えて、

長男に手紙を出しました。残念ながら、今のところ返事がありません。

Nさんの希望が叶うよう、再度、連絡を試みるつもりです。そして、アドバイザーの伊藤さんと情報を共有し、サポートを続けていきたいと思っています。

※四国支部にはスタッフが常駐していないので、他の仕事をしているアドバイザーの資格者・伊藤さんに、このケースのような場合対応していただいています。



九州支部

▼Mさん83歳（北九州市在住）は、りすシステムと契約して1年半ほどですが、それまでは近所付き合いの人々や体操教室仲間の友人たちが、Mさんのことを気遣い支えてくださっていたようです。

友人のEさんは、Mさんがこのままマンションでのひとり暮らしを続けるのは難しいのではないかと考

えていたようです。最適な有料老人ホームを探したが、身元引受人がないので、りすシステムを紹介したいと連絡をくださいました。

資料送付後、もう一人の友人Sさんと内容を検討した結果、Mさんに説明して欲しいと連絡があり、Mさんのマンションに出張説明に行きました。

Eさん、Sさん同席で説明。Mさんご自身が契約内容を理解されて、総合保証パックの申し込みを決められました。その後、自宅での公正証書の出張作成の際にも同席。三人は笑顔で「これで安心ね」と言っていました。

年が明け、住宅型有料老人ホームの入居契約に立会い、りすシステムが身元保証人となりました。そして3カ月後に引越完了。

並行して、マンション売却にも立ち会いました。

Mさんの亡くなったご主人と同様にお願ひしたいと、神社での散骨契約にも付き添いました。

携帯電話の必要性がなくなったの

で、固定電話の設置を希望され、NTTに問合せをしたところ、引越のときに解約してなかったようので契約が残っていました。さらに、見て欲しいと言われた通帳から電話料金が継続して引き落しになっていたのです。NTTへ再度確認(Mさんご自身から)したところ、契約者はMさんではありません、可能性のある方

のお名前を言ってみてくださいとの問いに、亡くなったご主人の名前などを繰り返した結果、ご主人のお父上が契約者であったことが判明しました。区役所にも付き添い、ご主人と義父の除籍謄本の交付を受け、必要書類に記入しNTTへ送付。受理され、契約者はMさんに変更されました。工事日程の予約は、最も早く3カ月後でした。

コロナワクチン3回目は、ホームでの接種となり、付き添いは不要でした。

定期の内科受診には付き添いを継続。当初は受診日を忘れてたり、薬の飲み忘れもありましたが、工夫を重ねた結果、今では残薬なし、訪問前

日には、「明日来てくださいますよね」とお電話をいただけるまでになりました。

ホーム大浴場で意識が遠のきナーズコール、対応が早く事無きを得たり、だんだん物忘れが酷くなってきたみたいと、主治医に説明することで、先生との信頼関係が増してきました。

「ひとり暮らしのマンションで同様のことが起こっていたらと思うと、元気なうちにホーム入居ができて良かった。いろいろサポートしてください、いつもありがとう」とMさん。Mさん、83歳は平均寿命まで5年近くあります。いつまでもお元気で……とお声掛けを続けています。

大分支部

▼本誌第265号(2018年10月号)でご紹介したSさん(92歳・男性)は4年前に奥様に先立たれたあと、東京に戻るようにと教え子たちに誘われましたが、住宅型有料老人ホームで、施設の方たちに見守られて、自立して自由に過ごして来られ

ました。

2ヶ月に1度、Sさんから依頼された品を届けるため施設を訪問。楽しいお話をたっぷり聞かせていただき、帰り際はいつも「話を聞いてくれてありがとう。言っとくけど旦那さんより先に死んではいけないよ」と笑顔で送ってくださいました。

コロナで面会ができなくなり、外出もままならない日々が2年以上続く中、コロナワクチン接種の付き添いで外出したとき、いつもと違う様子に心配していましたが、4月の初めに施設長より「夕方、買いのに行ったらままSさんが帰らず、探していたらスーパの前で座り込んでいた。バイタルには問題ないが顔色が悪く心配。病院受診をお願いしたい」と連絡が入りました。時間が遅かったので「緊急の場合は施設で対応してほしい」とお願いして、次の日、施設を訪問しSさんと面会しました。

「来てくれたの、悪いねえ」とつぶやくSさんは、顔色は悪く、気分が悪い様子でした。「どこか痛い

「さつこは、水を飲んで、おなか痛くなつた」と。土・日は休診で受診できないため、病院に相談。「受診を月曜日まで待たず、救急車を手配した方がよい」との助言で、すぐに救急車を要請、施設長も付き添っていただきO病院に搬送。

O病院の担当医師から「胆のう炎の疑い、貧血がひどく、輸血するレベル。内臓からの出血の可能性もあるので、外科もあるK病院に転院の手続きをとる」と検査結果の説明があり、K病院へ転院。

K病院の担当医から「検査結果は総胆管狭窄症、鉄欠乏性貧血、胆管炎疑いのため入院、精密検査、加療が必要（1週間の予定）だったが、Sさんが入院を拒否したため、しかしたく外来診療の方向にしました」と説明がありました。私たち（施設長、りすシステム）は、当然入院できると思っていたので「施設に帰っても、対応が難しく、このまま入院、検査の方向でお願いしたい。一度退院したら通院は拒否する方なので」

と、お願いしました。再度、Sさんを説得し、Sさんは入院を承諾。先生は「あなたたちの言うことは聞くのですね」と驚いておられました。帰るために抜いていた点滴を再度開始し、救急治療室から8階の入院病棟へ移動。看護師からの聞き取り、書類作成、入院手続き、入院。長い一日でした。

入院して間もなく、担当医より「もうしばらく入院してもらって検査したいところだが、輸血をしたら元気になり、様子がおかしく、せん妄も出ており困っている。血液検査、狭窄部も異常がないので退院日を決定したい。退院後、外来受診して胃力メラ・血液検査の予定」と連絡をいただき、入院から2週間程度で無事退院しました。

退院後は、外出（買い物）は当分禁止、食事は施設で対応をお願いし、介護サポートも開始となりました。自由な生活がしたいと選んだ施設ですが、コロナ禍、体調の変化などで、ここでの生活は難しくなり、施設長さんの協力をいただきながら、今の

Sさんにあった施設を探しているところです。

今後も契約家族としてしっかりとSさんをサポートしていきます。

パートナー 山下 智弘

りすシステムパートナー（越谷の株式会社明元素）山下智弘です。

弊社は埼玉県越谷市を中心に樹木葬や納骨堂、墓石などの納骨に関わるコンサルタントや販売業務。最近多くなった墓じまい（改葬）の代行業務を行っております。

今回はりすシステムパートナーとして、利用者さんのお手伝いをした内容をお伝えします。

▼千葉県在住のFさんご夫妻

「富山県の共同墓地にある先祖代々のお墓を墓じまいし、遺骨を富山湾に散骨したい」とのご希望です。

以前は片道5時間かけて車で故郷の富山県まで通っていました。年齢になり、車を長時間運転することも難しくなってきました。ご夫妻には子どもがいなかったため、この先どうしたら良いかと、ずっと悩んでおら

れたそうです。りすシステムのコールセンターに相談する機会があったので、悩んでいた墓じまいの事を話され、私が担当することになりました。

まずはFさんご夫妻に現状を伺います。富山県の共同墓地はどこにあつてどうしたいのか？ お寺の檀家さんになつて居るのか？ 管理料はどこにお支払いしているのか？ など……確認すべきことがあります。その上で、お二人がどのようにしていきたいのかを確認します。

Fさんご夫妻が亡くなった場合、納骨するのは、功德院の「もやいの碑」で、すでに会員として納骨手続きを終えています。

そうすると富山県の先祖代々のお墓は無縁墓となります。そのお墓にはご両親も納骨されており、放置する訳にもいかないので、墓じまいしてお墓に入っている遺骨は改葬の手続きをして、思い出の多い富山湾に散骨することになりました。ご意向に沿った内容で依頼を受けるとは、①現状の墓所の確認と解体

する場合の見積り ②富山湾に散骨をする業者の選定 ③共同墓地にお墓がある場合は管理者への確認・相談 ④お墓（遺骨）の引っ越し（改葬）の手続きなど確認しなければならぬ内容があります。

まずは、富山県の共同墓地に行き現地の石材店と解体する場合の打ち合わせをしました。その結果、想定倍の値段の見積もりが出ましたので、越谷から弊社が出張し解体工事をすることにしました。

続いて、富山湾に海洋散骨をする業者の選定です。余談ですが、全国で毎年海洋散骨は約5000件ほど行われていますが、近年の件数は横ばいです。まして富山湾で散骨というと中々引き受けてくれる会社を探すのは大変です。Fさん夫妻の希望をお聞きした上で、2社を選定して見積りを依頼しました。

その結果、A社は26万円、B社は38万円だったため、A社にお願いすることにしました。

共同墓地管理者に改葬の手続きのことなどを役所にも確認して進めて

いくことになりました。

手続き終了後、Fさん夫妻には解体後の墓所の写真、先祖の方々のお骨を海洋散骨した証明書と写真を自宅にお届けしました。お二人は、「長年胸につかえていたもやもやが晴れてすっきりした」と大変喜ばれました。「今後の生前サポートは、ぜひあなたの会社をお願いします」と言っていたいただきました。

パートナーとしての初仕事が無事に終わり、利用者の方からこんなに喜ばれて、本当に良かったと思っております。越谷周辺が守備範囲ですが、この度のようにどこまでも出張しますので、皆さんお墓のことならぜひ山下にご相談ください。

パートナー 柴崎 則之

このたび、パートナーとして新しくメンバーに加わりました。これから皆さんとは色々な機会にお会いできることになると思いますので、よろしく願います。

様々な形がある人の一生の終わり方は、健康な人にもそうでない人にも

も容赦なく訪れる瞬間。しかし、その刹那まではそれぞれの準備期間があります。素敵な家族に見守られて過す人もいれば、ある意味孤独な環境で迎える人もおられるでしょう。

大正、昭和の戦争前後、高度経済成長期、平成バブル・その崩壊後、そして今日それぞれの時代を汗水流して苦勞して頑張つて生きてこられた皆さんには、悲喜こもももあつたことでしょう。残りの時間は、不自由なく、そして将来のことを心配せず心置きなく、ゆつたりと穏やかな時間を過ごされることを願っています。

そのような気持ちで接する中で、耳にする人生の大先輩である契約者の皆さんの一言一句は、雨水が永い時間をかけて沢山のミネラルを含んだ地下水となって湧き出るかのごとく、貴重な人生経験から染み出た格言に感じられます。

そんな意味でまだお尻の青い前期高齢者の私が、人生の先輩である皆さんから多くの発見と学びの場を与えられていることに喜びを感じております。

縄文時代の人々は「支え合い助け合つて生活していた」との考古学者の研究結果もあるようです。中世から今日にかけては「頼母子講、助け合い」という形でその精神は綿々と続いていると思います。

「お互い様、相見互い」日本社会の素晴らしい文化であり精神を引き継ぎながら、明日は我が身と、私も残りの人生を有意義に生きていこうと思います。

ところで、「りすシステム」は4月1日より、様々なサポートに対応できるよう組織も変わつたようです。契約者の皆さんには今まで以上にきめ細かなサービスができるように改変されたものです。その趣旨を理解し、皆さんが充実した時間を過ごされるためのサポートができるよう、努力してまいります。



今月のお題

65歳以上の方が 公的年金から天引きされるもの

株式会社ジエイ・サポート 代表取締役
社会保険労務士原令子事務所 所長

原 令子

こんにちは、社会保険労務士の原令子です。もうそろそろ梅雨入りですね。庭の紫陽花も蓄を少しずつ膨らませながら開花を待っています。中には梅雨入りを待ちきれず、花を咲かせはじめた紫陽花も見られます。梅雨前のこの時期は、まだ蒸し暑さになれていない上に、時折肌寒く感じる日もあるなど体調管理がむずかしい時節ですが、どうぞお元気で過ごしてください。

さて今回は、「65歳以上の方が公的年金から天引きされるもの」にスポットを当ててお話しをします。「年金が入金されたけど、年金定期便で確認していた年金額よりも少ないのです。どうしてですか？」というご相談は、よくあるものです。実は、年金から天引きされる保険料(税)や税金があるのです。詳しくは、Q&Aでどうぞ！

Q1. 年金からどのようなものが天引きされるのですか？

A1. 年金受給が始まる年齢になっても、生涯負担しなければならぬものとして社会保険料や税金があります。

社会保険料は、介護保険料と75歳未満の人は国民健康保険料(税として徴収する地域もあります)、75歳以上の人は、後期高齢者医療保険料です。また、税金は所得税と住民税です。これらを年金から天引きして支払うしくみを「特別徴収」といいます。

なお、年金から各種保険料等が天引きされる場合は、市町村はその旨のお知らせを年金受給者に行うことになっています。

Q2. 保険料や税金が年金から天引きされるのは、なぜですか？

A2. 年金からの天引きが行われる理由ですが、次の3つが挙げられます。

①年金受給者が個別に市役所窓口又は金融機関に出向く負担がなくなり、同時に納め忘れがなくなる。

②普通徴収(納付書又は口座振替)に比べ、納期が年4回から6回になり1回あたりの負担額が軽減される。

③市町村は未納者への督促等の事務手続き等が

軽減される。

このように、地方税法の改正で実施された天引きにより、年金受給者と市区町村両者の負担が軽減されています。

Q3. 年金から天引きされる人とされない人があるようですが、どのように区分されていますか？

A3. 年金からの天引きができる人は、当該年度の4月1日現在において、

- ①公的年金を受給しており、
- ②公的年金所得にかかる個人住民税が課税される、
- ③65歳以上の人で、
- ④天引きの対象年の年金支給額(単独の年金)が、年額18万円以上であること

のすべてに該当する人です。詳細は、図表1をご参照ください。

なお、対象となる人には、毎年6月に市区町村から送付する税額決定・納税通知書で、天引きされる税額等の確認ができます。

Q4. 私は介護保険と医療保険の保険料と住民税を年金から天引きされていたのですが、突然中止になりました。なぜ、中止されたのか教えてください。

A4. 天引きを行うには、一定の基準にあることが必要で、次の事項に一つでも該当す

図表 1 保険料の天引きと年金について

保険料などの種類	年 齢	年金の種類	年間支給額
介護保険料	65 歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢基礎年金 ・ 退職年金、障害年金及び遺族年金（個人住民税は老齢・退職年金のみ）を天引きの対象年金とする ・ 老齢厚生年金は天引きの対象年金とならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独の年金で年 18 万円以上 ・ 介護保険料と国民健康保険料（税）、もしくは、介護保険料と後期高齢者医療保険料のそれぞれの合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超える場合は、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の天引きを行わない
国民健康保険料（税）（※1）	65 歳以上 75 歳未満		
後期高齢者医療保険料（※1）	75 歳以上（※2）		
住民税（※1）	65 歳以上		

（※1）介護保険料が天引きされていることが前提条件

（※2）75 歳未満で一定の障害などがあり後期高齢者医療保障制度に該当する人も含む

る場合は天引きの対象になりません。

① 老齢基礎年金等の受給額が年額 18 万円未満である場合

② 当該年度の天引き税額が公的年金の給付年額を超えている場合

③ 天引き対象の年金が支給停止となったり、差止めになって給付を受けられなくなった場合

④ 対象者が転出、死亡した場合

⑤ 市の行う介護保険の特別徴収被保険者（天引きの対象者）でなくなった場合

⑥ 年度途中で公的年金等にかかる所得から算出される個人住民税額が変更となった場合

なお、天引きの対象年金から天引きできなくなった場合は、普通徴収により保険料が徴収されます。市町村から送付される納付書にて納付してください。年度途中で個人住民税額が変更になり、公的年金からの特別徴収が中止された場合、特別徴収の再開は、翌年 10 月の年金支給分からとなります。

【参考】1 年に 1 回、毎年 6 月に「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」が一体となったハガキ（図表 2 参照）が年金受給者に送付されます。改定された年金額と、口座振込で 6 月から翌年 4 月（2 か月に 1 回）まで毎回支払われる金額が記載されています。年金振込通知書には、年金から天引きされた金額が記載されていますので、是非確認してみてください。

図表 2 年金額改定通知書および年金振込通知書の詳細

- ① 国民年金（基礎年金）
- ② 厚生年金
- ③ 合計年金額（年額）
- ④ 1 回の支払い年金額（控除前）
- ⑤ 介護保険料額
- ⑥ 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）
- ⑦ 所得税額および復興特別所得税額
- ⑧ 天引きされる個人住民税
- ⑨ 控除後振込額

新連載！ 「お金がない！ 困ったときに受けられる各制度」

第二回 生活保護制度について②

社会福祉士・精神保健福祉士 曾波 暁美

今回は具体的な事例を用いて「実際にどのくら

いお金が足りなければ、生活保護が受給できる水準なのか」をお話しします。なお、各事例はプライバシーに配慮して地域、数字、年齢を修正しています。

厚生労働省の発表によると、2022年4月から年金額が0・4%引き下げられます。

国民年金（老齢基礎年金）の満額は259円減少し、1人あたり6万4816円になります。

かねてより言われておりましたが、かなりの自治体で老齢基礎年金が最低生活費を下回る現象が起きています。つまり2階建て以上の年金がないと生活保護に頼らざるをえなくなる方たちが相当数いるはずです。医療費、介護保険サービス費がかかる高齢者にとっては相当痛手のはずです。

※2階建て年金（日本の公的年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する「国民年金（基礎年金）」と、会社などに勤務している人が加入する「厚生年金」の2階建てになっています。出典：厚生労働省HP）

単身の場合

都内23区内にお住まいのAさん。老齢基礎年金と預貯金を取り崩して生活していましたが、いよいよ預貯金がなくなり、年金のみで生活をやりくりしなければならなくなりました。「家賃と水光熱費を払ったらもう生活できなくなる」と相談されました。

まず最低生活費を計算します（令和2年改正時データ）

級地・1級地1（東京都の23区内）
生活扶助（75歳以上）7万1900円＋住宅扶助5万5900円＝12万1900円/月

（住宅扶助は上限です。上限を下回る場合は家賃の実額が住宅扶助支給額です）

算出した最低生活費は12万1900円、Aさんの収入6万6000円で、国が定める最低生活費より収入が下回るため、他に活用できる資産等がなければ、生活保護の要否判定は【要】となります。

気を付けていただきたいのが「12万1900円ももらえない、やったー！」ではなく、A

単身の場合



Aさん（78歳・女性）
東京都23区内（1級地1）
年金6万6,000円/月
家賃5万円/月

●最低生活費の計算

生活扶助（75歳以上）7万1,900円＋住宅扶助5万円＝12万1,900円
最低生活費12万1,900円 > Aさんの収入6万6,000円

●生活保護 要

●支給金額 12万1,900円－6万6,000円＝5万5,900円

さんの収入6万6000円から最低生活費までの足りない部分を補ってくれる制度です。よって実際に不足分として支給される金額は、12万1900円－6万6000円＝5万5900円となります。

実は高齢者に限らず、障害年金受給者も最低生活費を下回る方が多いのです。

障害年金2級は老齢基礎年金と同額です（1級は×1・25）。もしも家族や他の制度で支援

2人暮らしの場合



Dさん(88歳) Eさん(84歳) 夫妻

B県C市(3級地1)

年金38万円+47万円=85万円÷12か月=7万833円/月

自宅:持ち家(ローンなし)

●最低生活費の計算

生活扶助(75歳以上2人世帯)10万770円+住宅扶助4万4,000円=14万4,770円

Dさん世帯は持ち家のため住宅扶助を0円として計算する

最低生活費10万770円 > 世帯収入7万833円

が得られない場合、一人で生活することは非常に難しいです。

2人暮らしの場合

関東地方のB県C市在住のDさん、Eさんご夫妻です。

長年自営で商売をされており、お店をたたんでからは年金のみの生活です。一般世帯よりも少なめの年金ですが、預貯金を切り崩して生活しておりましたが、預貯金が減ることに不安をおぼえて相談にこられました。

①最低生活費(令和2年改正時データ)

級地…3級地1

生活保護は世帯単位の受給になります。よって2人の年金収入を合算して、上回るか下回るかを判断します。

生活扶助10万770円+住宅扶助(2人)4万4000円=最低生活費14万4770円/月(75歳以上・2人世帯)

②Dさん世帯の収入

(38万円+47万円)÷12か月=7万833円/月
最低生活費を大幅に下回っています。ところがここで「実は自宅が持ち家だ」という話が出てきます。持ち家の場合は住宅扶助を0円と計算します。

生活扶助のみ10万770円、Dさん年金7万833円↓それでも下回っています。

さて、「家があると生活保護は受けられないのでは?」と思う方もおられるかとおもいます。もし「持ち家があるから生活保護は申請できない」という説明をB県C市の人がしていたら、それは間違いです。生活保護の申請自体はできませんし、場合によっては持ち家で生活保護を受けることもできます。

第1回でお話ししましたように不動産は資産なので可能な限り活用しなければなりません。

原則は「売却」です。ところが現在生活に困窮しているにもかかわらず、今すぐ不動産の売却ができない場合があります。持ち家に住んでいる生活保護受給者の事情は、大きく分けて「家側」「住人側」の2つの理由が挙げられます。一例として、

《家側の理由》

- ・ 以前から不動産屋に仲介を依頼しているが、売却希望価格以外の理由で買い手がつかない(立地が不便、狭小住宅、家の前が私道、家屋の老朽化、ゴミ屋敷等)
- ・ 土地と家が別々の人の名義になっている(家は本人名義だが、土地は別の人名義で連絡が取れないなど)

- ・ 今の家を出たら次の住まいがない、もしくは見つからない

《住人側の理由》

- ・ 不動産売買が複雑で住人だけではできない(認知症、障害者、ひきこもり等)

特に近年高齢化に伴い、「住人側の理由」で持ち家に住みながら生活保護を申請する世帯が増えてきています。緊急性がある場合はまず生活保護を申請し、受給決定し、最低限の生活費を確保してから売却するのか、そのまま住み続けるのか市の担当者と一緒に考えていきましょうという対応です。



地球に恩返し森づくり事業部では、2009年より大分県由布市庄内町・地球に恩返し森づくりを通して、環境活動や里山保全活動を続けています。今月は地域未来計画研究センターの開設を受け、引き続き、センター長の立命館アジア太平洋大学ヴァアアダリカゼム教授にインタビューを実施しました。

Q 地域未来計画研究センターを開設しようと思ったきっかけを教えてください

2021年3月に松島氏が由布市を訪れた際に研究センターの開設について提案されました。

私は、NPOりすシステムや地域コミュニティと協働しながら高校生や大学生向けのフィールドワークを実施してきました。今後は、センターを設立することによって定期的に環境保



地域未来計画研究センターにて 研究員高荒氏

全やコミュニティ開発に向けてフィールドワークを実施することが実現できると考えております。

本センターは人々が集まり、ともに活動や学習する場として活用されます。今後、センター長としてセンターの活用と発展に務めます。

Q 本センターではどのような分野・環境で研究を行いますか？

我々は、地球に恩返し森を中心として研究活動を実施することを検討しています。主に下記4つのテーマに焦点を当てて研究を進めます。

1. 生物多様性及び自然資源

地球に恩返し森を訪れた際は、複数のゾーンから興味のある分野での研究が可能です。

2. 農業景観

水田はいつでも利用できる状態です。今後は畑地において、サツマイモ、トウガラシ、ニンニク等の栽培をします。

3. 葉樹園

このエリアでは様々な葉樹を植えました。今後、伝統葉に興味のある研究者や学生を招待する予定です。

4. オリブ園

5年前にオリブの苗木を植え、育成してきました。今年の9月には初めての収穫ができる予定です。今後は、高校生や大学生とオリブの苗木を育て地域コミュニティに提供したいと考えています。

本プロジェクトはオリブ栽培を通じて、コミュニティ開発・人々との交流を図っていきます。

Q 本センターにおける具体的な取り組みについて

地球に恩返し森を中心に、次のような取り組みを実施します。

- ・自然のフィールドワークや現地調査
- ・環境管理や保全活動のボランティア活動
- ・試験的プロジェクトとして、オリブ

ブ園管理、ヤギ放牧やミツバチの巣箱づくり等

・高校生・大学生向け公開授業
・インターンシップやキャンプ
また、下記の分野の研究をすすめる予定です。

- ・文化研究や農業文化について
- ・農業とその付加価値について
- ・持続可能な生活に向けた伝統農業の活用について
- ・若い世代に対する地域コミュニティとの教育活動

・ヤギ放牧や自然放牧を通じた里山に対するイメージの向上

・生物多様性の推進及びハーブや薬樹などのヘルス・ウェルネス関連の農業に関する研究

- ・里山保全とそれを利用した観光
- ・社会への貢献
- ・環境への貢献



Q なぜこのような取り組みを進めるのですか？

- ・SDGsの概念の理解への貢献
- ・伝統的な農業知識の保全
- ・地域活性化
- ・伝統農業について次世代への教育
- ・次世代の伝統ライフスタイルに対する関心の創出

Q 本センターの運営にはどのような人が関わっていますか？

東本氏がセンターのアドバイザーとして活動されます。東本氏は農業に携わっており、環境学の知識が豊富のため、環境学・農学の研究者としても活躍されています。東本氏は我々の研究地である地球に恩返し森のアクションプランを策定されました。

彼は、SDGsに対する知識にも富んでいることから、本プランには持続可能な農業と土地管理が考慮されています。

今後は協働して次世代に向けた持続可能性について教育プランを検討していく予定です。我々は最近農業の多機能性に関する研究を進めています。

高荒氏は研究者としてセンターで活



恩返しの森の生きもの



サンショウ
薬樹園にて
2022.5.10

サンショウ (別名ハジカミ)
(薬効：駆虫、止痛)
薬名：蜀椒・サンショウ
使用部分：果皮のみを陰干し
薬用成分：辛味成分、タンニン
ミカン科の落葉低木樹。雌雄異株。果皮の煎汁をひびやあかぎれに温湿布する民間療法があります。アゲハチョウの食樹。

動しています。彼は地域で農業者として活躍されており、りすシステムの農業景観等の管理も任されています。また、我々の農業システムを保全するために、様々な活動を繰り広げています。青木氏と高木氏は地域コミュニティに寄り添い宗教儀礼やお祭りの管理をされています。

最後に、地域コミュニティ、りすシステムメンバー、国際コミュニティ、学生、一般社団法人地域未来計画メンバーにご協力頂きながら今後の活動を進めていきます。

(編集・翻訳：桜比良)

「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子さん (埼玉県川口市)
小池 英久さん (東京都港区)

和田 益男さん (千葉県八千代市)
匿名 3名 50音順

※ 2022年4月1日～4月30日の期間、6名の方から寄付をいただきました。



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育てている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返し森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返し森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383



**地球に恩返し
基金振込先**

● 郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名：〇一九 (ゼロイチキュウ)
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



コラム

憲法記念日におもうこと

毎年、憲法記念日に改めて「平和憲法のすばらしさ、そして憲法の危機」について考えていますが、今年

朝日新聞の調査によると、憲法を変える必要があると答えた人が昨年45%が今回56%に。10%以上改憲必要派が増えました。

まず、日本と周辺諸国との間で、「戦争が起こるかもしれないと不安を感じるようになった」と答えた人が80%と驚異的な数字です。

最近のテレビ番組で気になるのは、どちらかと言えば、危機を煽るような立場のコメンテーターを登用する傾向が気になります。

真珠湾へと突き進んでいった1930年代の日本国に似てきたのでは……。私は、実体験はありませんが……。

本来調査は、問いの立て方、集計の仕方などで結論は変わるものですが、憲法を改正すべきが過半数を超えたからといっても、その内容は改憲派政治家の思惑通りではないですよ。

コラムの冒頭で平和憲法を守れるか否か、首の皮1枚と言ったのは、岸田首相は

アフガニスタンで2019年凶弾に倒れた、中村哲先生の「アフガンにいれば軍事力があれば我身が守れる」というのが迷信だと分かる。

編集後記

75歳以上が自らの生死を選択する「プラン75」。この架空の制度を媒介に、「生きる」という究極のテーマを全世代に問いかける衝撃の映画のご紹介です。

年齢が一層進んだ近い将来の日本。満75歳から生死の選択権を与える制度「プラン75」が国会で可決・施行された。

桜の開花から2週間後、4月28日安曇野のりんごが満開となりました。

インドで最高気温50度が観測され、パキスタンの氷河湖が決壊して大きな橋が流されたそうです。

NPO りすシステム

0120-889-443

りすセンター・新木場

0120-373-959